

金属労協

「地方における産業政策課題2022」

2022年3月策定

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協／JCM)

地方における産業政策課題2022

目 次

はじめに	1	
I. 具体的な取り組み項目	2	
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2	
2. 労働組合としての活動	7	
II. 背景説明	10	
III. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方	43	
		具体的な取 り組み項目
		背景説明
1. 自治体・地方議員などへの要請項目	2	10
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	2	10
① 中小企業振興基本条例の制定・改訂	2	10
② 奨学金返還支援制度などの拡充	2	11
③ ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進	2	13
④ 都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の 取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結	3	14
⑤ 商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底	3	16
⑥ 公契約における下請法、下請ガイドライン、 自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引	3	17
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策	3	19
① カイゼンインストラクター養成スクールの開設	3	19
② ものづくりマイスターの活用拡大	4	22
③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	4	23
④ 産業雇用安定センターとの関係強化	4	24
⑤ 海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底	4	26
⑥ 「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの 整備と産業界との連携強化	5	27
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化	5	29
① 地方交付税措置の拡充に基づく産業教育設備予算の確保	5	29
② 専攻科の拡充	5	30
2. 労働組合としての活動	7	32
(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり	7	32
① 奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	7	32
② 公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換	7	32

③災害対応における生活再建最優先の徹底、 および地方自治体と協力した住民支援・・・	7	33
(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策・・・	7	35
①ものづくり教室の開催・・・	7	35
(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化・・・	8	36
①工業高校の見学・・・	8	36
②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施・・・	8	36
(4) 特定最低賃金の取り組み強化・・・	8	37
①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、 知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化・・・	8	37
(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用・・・	9	39
①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と 良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての 働きかけ・・・	9	39

<は じ め に>

日本国内でコロナ発生が確認されてから2年が経ちますが、コロナ禍の収束にはまだ時間を要するものと思われます。地方自治体では、引き続き感染拡大の可能性に備え、危機管理に万全を期すとともに、DX、カーボンニュートラル、経済安全保障などの大変革に対応し、産業の成長力を高め、競争力を強化していくとともに、産業構造の転換に際しては、「公正な移行」を果たしていくことが必要となっています。

DXについては、コロナ禍でその遅れが浮き彫りとなり、「ものづくりとDXの融合」を全面的かつ迅速な推進が喫緊の課題となっており、行政サービスにおいても、地方自治体の業務システムが統一・標準化されていないことがデジタル化の障害となっています。

カーボンニュートラルについては、2050年のカーボンニュートラル達成、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減など、極めて高い目標の達成に向け、国・地方・産業界の総力を結集した取り組みが不可欠となっています。

経済安全保障については、国際環境が激変する中、国の支援等を活用しながら企業は対応を加速させる必要がありますが、とりわけ欧州で法制化が進む人権デュー・ディリジェンスは、海外事業拠点や間接的な取引先なども含めて対応が必要なことなどについて、注意喚起する必要があります。

こうした大変革をわが国金属産業が勝ち抜いていくためには、「強固な現場」を構築することが不可欠ですが、企業が「強固な現場」を構築していくためには、立地自治体、周辺自治体が企業にとって魅力ある「強固な地方」であることがきわめて重要です。

金属労協は従来から、

*民間産業に働く者の観点

*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って政策・制度課題の解決に取り組んできました。2022年は、より金属産業の政策に特化する観点から、政策の重点化を行い、冊子の名称も「産業政策課題」へと見直しました。地域においては、それぞれの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる産業政策課題に関しても、金属労協の地方ブロックと、地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。地域によっては、ともすれば労働組合からの産業政策分野の政策・制度要求が手薄になる場合もあり、「民間・ものづくり・金属」の観点に立った政策提案を強化していくことが重要です。

各地域で政策議論を進めるにあたり、この「地方における産業政策課題2022」に盛り込まれた項目に関して地方連合会事務局とともに検討を行うなど、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

なお、これまでも多くの都道府県別組織において、地方政策および最低賃金に関する学習会が開催されてきましたが、さらに多くの都道府県で開催いただくよう、改めてお願いいたします。

I. 具体的な取り組み項目

1. 自治体・地方議員などへの要請項目

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

① 中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、

- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
- ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」(注)
- ・「賃金・労働諸条件の向上」
- ・「労働組合の参画」

といったキーワードが必ず記載されるようにすること。

(注)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

→ 背景説明P. 10

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

② 奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

- 対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。
- 製造業やICT産業への就職者が対象となっていない場合には、製造業やICT産業も対象に含めるようにする。
- 支援金額については、たとえば大学4年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。

→ 背景説明P. 11

<自治体・地方議員への要請項目>

③ ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、総務省の「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」などを参考に、その導入と行政サービスへの活用を検討していくとともに、地元企業に対しても導入促進を図ること。

→ 背景説明P. 13

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結

都道府県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して、中小企業庁と都道府県とが相互に連携していく「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」を締結すること。

→ 背景説明P. 14

＜自治体・経済産業局・地方議員への要請項目＞

⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底…新規

業界団体などに加入していない事業者に対する適正取引ルール（業界団体による自主行動計画、中小企業庁の「下請適正取引ガイドライン」「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」、経団連などの「共同宣言」など）の周知徹底に向け、商工会議所や商工会の活用拡大を図ること。

→ 背景説明P. 16

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した「適正取引自主行動計画」、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。

地方自治体を実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ICT関係の実務の専門家を加えること。

→ 背景説明P. 17

（２）地域におけるものづくり産業の具体的強化策

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。

→ 背景説明P. 19

基本的取り組み項目

＜自治体・労働局・地方議員への要請項目＞

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による活動実績(受講者のべ人数)は全国で175,597人(2020年度)となっているが、他の地方自治体に比べて、実績が少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」をとくに重視し、その拡大を図ること。

→ 背景説明P. 22

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。

→ 背景説明P. 23

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④産業雇用安定センターとの関係強化…新規

カーボンニュートラルの実現、DXの全面的な展開に向け、公正な移行が図られるよう、岡山県中小企業団体中央会と産業雇用安定センター岡山事務所の連携協定等を参考に、地方自治体と産業雇用安定センターとの関係強化を図ること。

→ 背景説明P. 24

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底…補強

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、

- ・海外での中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)遵守の重要性
- ・海外事業拠点や取引先なども対象に含めて人権デュー・ディリジェンスの必要性

について周知徹底すること。

県内企業の海外活動を支援するために地方自治体が設置している海外事務所に関し、新冷戦にともなうバリューチェーンの再構築に対応するため、とくに東南アジア・南アジアにおける体制強化を図ること。

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協（JCM）が現地で年1回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。

→ 背景説明P. 26

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化…新規

地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくこと。住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化を図ること。

→ 背景説明P. 27

（3）工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

基本的取り組み項目

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①地方交付税措置の拡充に基づく産業教育設備予算の確保…補強

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

産業教育設備整備を目的として地方交付税措置が充実されており、それを反映した予算確保が行われていない場合には、その確保を図ること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。

→ 背景説明P. 29

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

②専攻科の拡充

専門高校において、従来の専門教科の教育レベルを維持しつつ、ICT関連教科の拡充に対応するため、専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、DXに対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

I C T企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。

→ 背景説明P.30

2. 労働組合としての活動

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付（出捐）の実施・増額を働きかける。

→ 背景説明P. 32

②公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

金属労協地方ブロックと金属の都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の状況などに関し、情報提供し、意見交換を行う。

懇談の結果については、地方自治体、経済産業局、地方議員などに対し、詳細な報告を行い、問題意識の喚起を行う。金属労協本部に対しても、連絡を行う。

公正取引委員会地方事務所が情報提供・意見交換に応じない場合には、金属労協本部に連絡する。

→ 背景説明P. 32

③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行う。

→ 背景説明P. 33

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

基本的取り組み項目

①ものづくり教室の開催

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。

→ 背景説明P. 35

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

基本的取り組み項目

①工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。

→ 背景説明P. 36

②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施…新規

教育委員会で工業高校を担当している工業部会など、専門高校に関する課題認識を共有できる組織と情報交換・意見交換を行う。

生徒会代表者との意見交換を実施し、高技能長期能力蓄積型であるものづくり産業の魅力や後継者不足の課題等、生徒への直接アプローチを図る。

→ 背景説明P. 36

(4) 特定最低賃金の取り組み強化

基本的取り組み項目

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図るとともに、その維持・強化に向けた具体的なサポートを促す。

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最低賃金の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。

特定最低賃金の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最低賃金に対する宣伝活動を強化する。

特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

→ 背景説明P. 37

(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金・労働諸条件、職場環境・生活環境、そしてコロナ禍において、安易な解雇が行われていないかなども含め確認していく。

→ 背景説明P. 39

Ⅱ. 背景説明

1. 自治体・地方議員などへの要請項目

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<自治体・地方議員への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、自治体が中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。中小企業家同友会全国協議会のまとめによると、2021年7月時点で、全国45都道府県、611市区町村で中小企業振興基本条例が制定されています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料1 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2021年7月時点）

都道府県	総数		都道府県	総数		都道府県	総数	
	都道府県	市区町村		都道府県	市区町村		都道府県	市区町村
全国計	656	611	富山	7	6	島根	20	19
北海道	58	57	石川	17	16	岡山	8	7
青森	5	4	福井	4	3	広島	8	7
岩手	13	12	山梨	18	17	山口	8	7
宮城	20	19	長野	9	8	徳島	10	9
秋田	7	6	岐阜	24	23	香川	11	10
山形	17	16	静岡	21	20	愛媛	10	9
福島	29	28	愛知	22	21	高知	2	2
茨城	3	2	三重	1	0	福岡	12	11
栃木	25	24	滋賀	9	8	佐賀	6	5
群馬	21	20	京都	3	3	長崎	9	8
埼玉	18	17	大阪	18	17	熊本	14	13
千葉	19	18	兵庫	23	22	大分	18	17
東京	26	25	奈良	2	1	宮崎	3	2
神奈川	6	5	和歌山	15	14	鹿児島	10	9
新潟	27	26	鳥取	8	7	沖縄	12	11

資料出所：中小企業家同友会全国協議会

基本的取り組み項目

<自治体・地方議員への要請項目>

②奨学金返還支援制度などの拡充

自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、製造業に就職した者、ICT産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

また、支援金額についても、国の制度紹介パンフレットでは、イメージとして150万円を挙げっていますが、数十万円に止まっているところもあります。

なお、27都道府県、50市区町村の事例が日本学生支援機構のホームページに掲載されています。(ホーム>奨学金>地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度>地方創成の推進>2.地方公共団体の返還支援制度)

一方、各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取り組みについて、これまでは各企業から従業員に直接支援する方法のみでしたが、2021年4月から、企業から日本学生支援機構に直接送金する「奨学金返還支援(代理返還)」制度が創設されました。これにより、従業員にかかる所得税が非課税となり得るとともに、企業の法人税は給与として損金算入が可能となるメリットがあります。また、この制度を利用した場合、企業名を日本学生支援機構のホームページに掲載することも可能となっており、人材確保の面でも有効となっています。(ホーム>奨学金>企業の奨学金返還支援(代理返還)制度)

資料2 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額(大学4年間の場合)	特 徴
岩 手		150万円	理工系または文系の学位取得予定・取得者で、県内の認定企業への就業者
秋 田	上限なし	一般分39.9万円 未来創生分60万円	未来創生分は、理工系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への就職者
山 形	300(市町村連携枠含む)	124.8万円	県内居住・就業者
福 島	50	153万円	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業のうち、エネルギー、医療、ロケット、環境・リサイクル、輸送用機械、電子機械、ICT、6次化関連産業、商業、サービス業、観光産業、その他の製造業への就職者
栃 木	40	150万円	県内の製造業、卸売業・小売業、情報通信業、宿泊業への就職者
東 京		300万円	介護職員として働く者に奨学金返済相当額を支給する事業所に補助。
新 潟		120万円	県内出身者、県内就職者
富 山	上限なし	奨学金2年間分 理工系学部生：約154万円 理工系大学院生：約211万円 6年制薬学部生：154万円もしくは461万円	県外在住の理工系学部制・大学院生、6年生薬学部生。助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石 川		100万円	理工系大学院から鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機器、電子部品・デバイス・回路、電気機器、輸送用機器、繊維、化学、食料品、飲料・たばこ・飼料、情報通信機器の各製造業、情報サービス業の中小企業への就職者に最高100万円
福 井	若干名	100万円	県外の大学等の理工系等から建設業、製造業、情報通信業、農林水産業、医療・福祉への就職者
山 梨	23	153万円	理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者
三 重	13	100万円	指定地域への定住を希望する者
京 都		45万円	奨学金返済を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
兵 庫		30万円	奨学金返済を支援する中小企業に年間支給額の3分の1～2分の1を補助
奈 良		50万円	理工系在籍の就職者を支援する製造事業者に補助。理工系大学卒、研究職・技術開発職で、県内企業の就職者
和歌山	40	100万円	理工系、情報系、農学系、薬学系から製造業、情報通信業の協力企業39社への就職者
鳥 取	180	216万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館ホテル業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職
島 根	30	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
山 口	20		理工系大学院または薬学部から製造業または情報サービス業で就業した場合、最大奨学金2年間分
徳 島	100	上限100万円	県内事業所への就職者(県内公募枠(別に全国公募枠))
香 川	100	72万円	理工系に在学または観光関連分野に就業。県内での定住、就業
愛 媛	100	117.6万円	ものづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
長 崎	50	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、保険業・金融業、BPO企業等、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業への就職者
熊 本	110	244.8万円	うち中小企業への就職者100名。県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職者
宮 崎	40	100万円	みやざき産業人材確保支援基金に支援額の4分の1を寄付した企業への就職者
鹿児島	100	大学等在学中の奨学金全額	県の発展に寄与する産業分野に就業し、県内に居住

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・地方議員への要請項目>

③ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくいとされています。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要です。

総務省では、2019年12月「ローカル5G導入に関するガイドライン」を策定しており、2022年1月31日時点で、製造業／メーカー、通信事業者、ケーブルテレビ、大学、自治体など102者からローカル5Gの免許申請が行われています。2020年度以降、ローカル5G等を活用した地域課題解決モデルを構築するための開発実証事業に取り組んでおり、これらを参考にしつつ、地域の企業や自治体などさまざまな主体によって活用され、地域の活性化に繋がることが期待されています。

資料3 ローカル5G導入に関するガイドライン（抜粋）

令和元年12月 総務省

1. ガイドラインの目的

(1) ローカル5Gの概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（以下「ローカル5G」という。）については、情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、候補周波数帯のうち、28.2-28.3GHzについて技術的条件が取りまとめられ、今般、必要な制度整備を行った。

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。基本的には、自営目的での利用を想定しているが、地域に密着した多様なニーズに対応するために、地域の企業等にネットワーク構築等を依頼し、電気通信役務として提供を受けることも可能としている。

5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G（以下「アンカー」という。）のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone。以下「NSA」という。）構成で運用される技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行することが想定される。ローカル5Gについても、導入当初は、NSA構成によるアンカーの構築が必要となることから、地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWA」という。）の帯域（2575-2595MHz）を使用した4Gによる通信システム（以下「自営等BWA」という。）を自ら構築するか、携帯電話事業者又は地域BWA事業者の4G網を使用するかのいずれかが求められる。

このため、上述の委員会報告においては、自営等BWAについて技術的条件が取りまとめられ、今般ローカル5Gと併せて必要な制度整備を行った。

(2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G及び自営等BWAに係る制度について明確化するものである。

具体的には、ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許の申請手続や、電気通信事業として導入する場合の考え方について、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用関係について明確化し、ローカル5G及び自営等BWAに係る制度の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

なお、ローカル5Gは、4.6-4.8GHz及び28.2-29.1GHzの周波数帯が候補帯域として想定されているが、本ガイドラインは、その中でも、先行して制度整備を行った28.2-28.3GHzの100MHz幅の利用について整理を行うものである。

資料4 地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証の例

防災業務の高度化及び迅速な住民避難行動の実現

No.14

実証目標

災害時において、ローカル5G等の無線通信システムを用いて、河川の高精細映像配信とAIを活用した水位予測及び防災情報の一元化による地方公共団体の防災業務の高度化を実現すること及び地域住民向けの河川の高精細映像配信による迅速な避難行動を実現する。

コンソーシアム：(株)地域ワイヤレスジャパン、ケーブルテレビ(株)、栃木市、日本電気(株)、住友商事マシネックス(株)、(株)アラヤ、(株)グループ・ワン、(国研)情報通信研究機構、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、小山工業高等専門学校
 実証地域：栃木県栃木市 巴波川・永野川 流域
 周波数：4.8～4.9GHz (SA構成)、28GHz (NSA構成) 利用環境：屋外

実証イメージ

実証概要

課題実証	高精細カメラ×AI分析の河川氾濫監視による自治体防災業務の高度化、地域住民への河川のリアルタイム映像の配信による避難意識向上、インターネットサービス提供の併用による自治体負担コスト低減の仕組みの構築
技術実証	災害時におけるアップリンクリソースの4Kカメラ帯域への優先割当、及び電波伝搬測定

実証成果

- 高精細カメラの河川映像及びAI分析により、河川リモート監視及びアラート発報を実現するとともに、水位情報等を一元管理した防災ダッシュボードを構築し、自治体の避難情報等の発令判断の迅速化の実現を確認できた。
- 地域住民に対する災害情報配信として、既存の防災情報に加え、河川映像が加わることで住民の避難意識の向上効果を確認できた。
- 高精細映像伝送を目的とした大容量データ通信におけるアップリンクリソース制御方式の効用を示すデータを取得し、スループット向上と遅延時間短縮の効果を確認した。
- 基地局からの距離や周囲の建造物による遮蔽や回折等の影響により、スループット、遅延特性の劣化、基地局への接続不可等といった状況が発生するが、アンテナ高を高くする等による伝搬状況の改善、アンテナ指向性の最適化による受信状況の改善が挙げられる。

資料出所：総務省

<自治体・地方議員への要請項目>

④都道府県と中小企業庁との「下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取組に関する連携協定」の締結

2018年7月、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の取引条件改善に向けた取り組みに関して相互に連携していくことに合意し、協定を締結しました。経済産業省は、「本協定により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能」としており、こうした取り組みを全国に広げることが重要です。



経済産業省と和歌山県が県内下請等中小企業者の取引条件改善に向けて連携します



経済産業省では、取引調査員(下請Gメン)による訪問調査(下請企業ヒアリング※)等により、下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組を強力に推進しているところです。

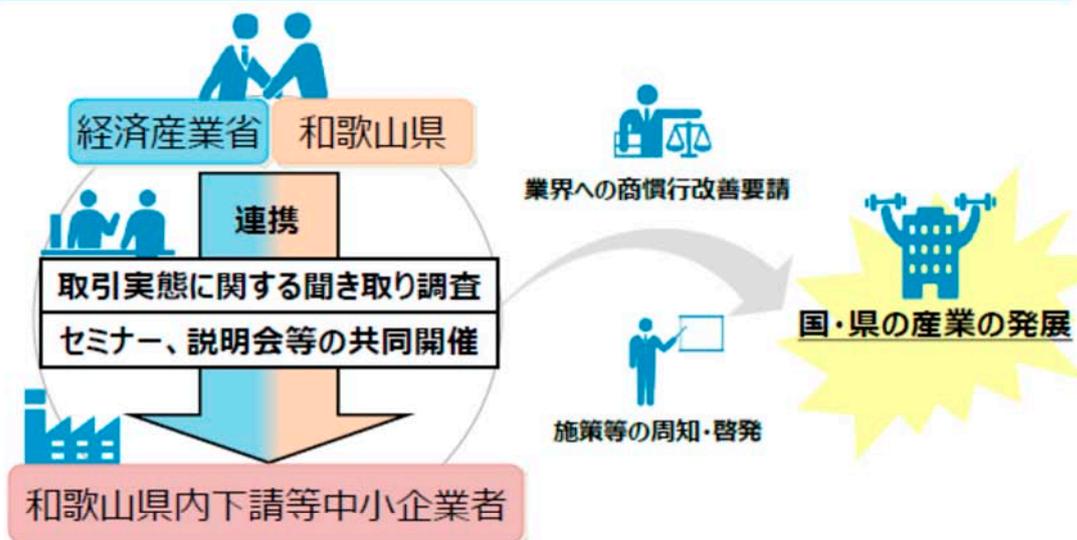
和歌山県も、県独自の取組として、県内下請中小企業へのヒアリングやアンケート調査を実施してきました。

今般、経済産業省と和歌山県は、県内の下請等中小企業者の聞き取り調査等を連携して実施することとし、そのための協定を締結します。(自治体との連携は全国初)

本連携により、より多くの下請等中小企業者へのアプローチが可能となり、効率的できめ細かい情報収集と行政対応が可能になります。

主な連携項目

- 取引実態に関する聞き取り調査共同実施によるノウハウ移転やその情報共有
- 和歌山県における講習会やセミナー等の共同開催
- 県からの情報を活用した国レベルでの対応（行政指導など）



※下請企業ヒアリング

平成29年1月より、経済産業省(中小企業庁)では、取引調査員(下請Gメン)を配置して下請中小企業を訪問しています。

お話の内容は、必要に応じて、秘密保持を前提として、発注者側事業者や業界団体に伝え、適正取引に向けた取組を強く促しています。

平成30年3月までに3,031件のヒアリングを実施し、「発注予定額の〇%など合理性のない引き下げを要請される」「手形では下請代金の受け取りまでに数ヶ月かかり、資金繰りが厳しくなる」などの声を政府の基準改正に反映してきました。

資料出所：経済産業省

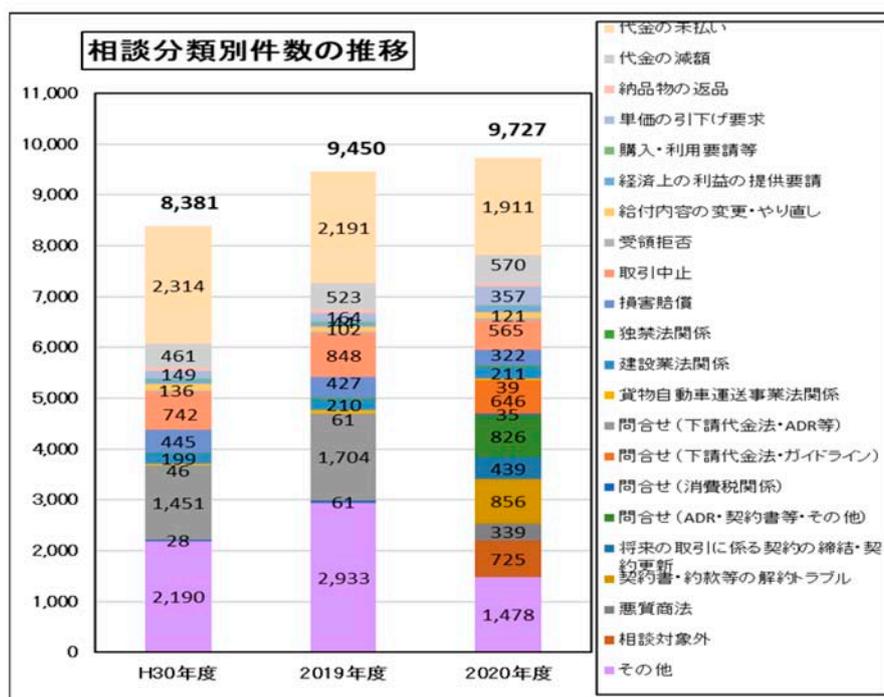
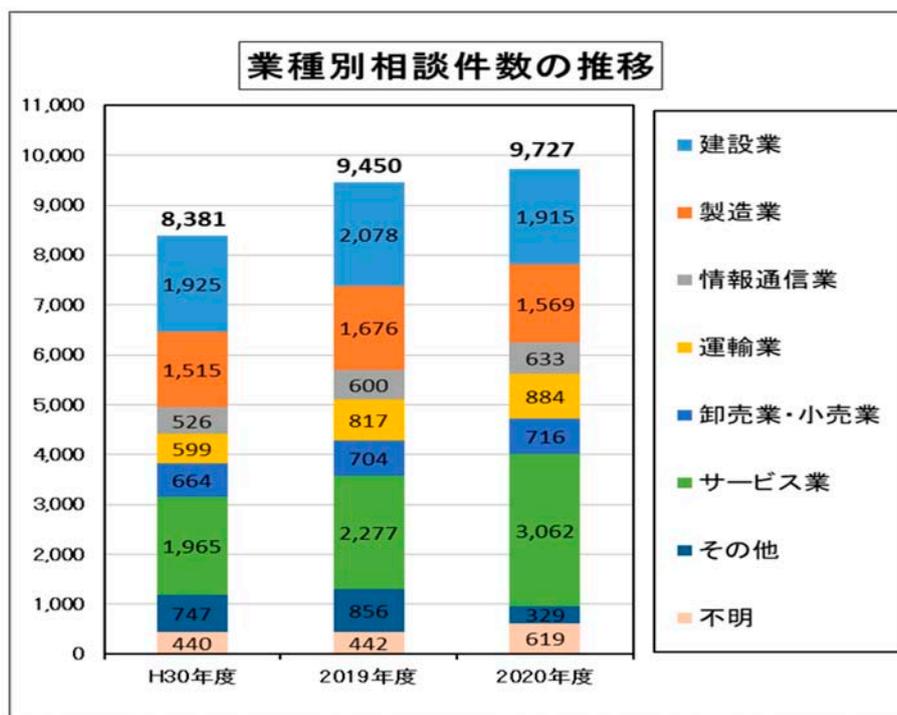
＜自治体・経済産業局・地方議員への要請項目＞

⑤商工会議所や商工会を通じた適正取引ルールの周知徹底…新規

中小企業庁の委託事業として「下請かけこみ寺」事業があります。公益財団法人全国中小企業振興機関協会が「下請かけこみ寺本部」として、事業の管理・運営を行い、47の各都道府県の下請企業振興協会が、地域の「下請かけこみ寺」として活動しています。商工会議所、商工会、中央会に相談した場合、「下請かけこみ寺」に取り次ぎ、対応しています。「下請かけこみ寺」事業は、中小企業の「企業との取引に関する様々な悩み」を相談員等が聞き、アドバイスを行うものであり、主な業務は、(1)相談業務、(2)ADR（裁判外紛争解決）業務、(3)「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の普及啓発業務となっています。相談業務では、消費税の転嫁や「新型コロナウイルス感染症」の影響、原材料・エネルギーコスト増など、時々々の情勢に応じて取引上の相談に応じるなど、きめ細かな対応をしています。同時に、「ガイドライン」の普及啓発業務では、中小企業に対する「ガイドライン」の説明会を、業種ごとに開催しています。

一方、近年は、下請取引適正化に向けて、「ガイドライン」のほか、「新しい型取引のルール」「パートナーシップ構築宣言」、経団連などによる「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」など、さまざまな取り組みがなされています。しかしながら、その内容については、十分な周知が図られておらず、実効性の確保が課題となっています。受注側となる中小企業に対し、広く適正取引のルールの周知することで、取引環境の改善を図っていくことが重要です。

資料6 「下請けかけこみ寺」相談実績



資料出所：公益財団法人全国中小企業振興機関協会

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。公契約は下請法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

資料7 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」

(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)繊維、(5)情報通信機器、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設、(9)建材・住宅設備、(10)トラック運送、(11)放送コンテンツ、(12)金属、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作、(17)食品製造、(18)水産物・水産加工品、(19)養殖

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)素形材センター等 計9団体連名

機械製造：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会

航空宇宙工：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会、(一社)カメラ映像機器工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業）：

(一社)日本スーパーマーケット協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、(一社)日本ボランタリーチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本DIY・ホームセンター協会

建材・住宅設備：(一社)日本建材・住宅設備産業協会

紙・紙加工業：日本製紙連合会、全国段ボール工業組合連合会

金属：(一社)日本電線工業会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本アルミニウム協会、(一社)日本伸銅協会

化学：(一社)日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／(一社)日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟

トラック運送：(公社)全日本トラック協会

建設：(一社)日本建設業連合会

警備：(一社)全国警備業協会

放送コンテンツ：放送コンテンツ適正取引推進協議会

商社：(一社)日本貿易会

金融：(一社)全国銀行協会

資料出所：中小企業庁ホームページ

資料8 「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」参加団体

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(公社)経済同友会、全国中小企業団体中央会

○業種別経済団体（61団体）

板硝子協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)情報サービス産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)信託協会、(一社)生命保険協会、石油鉱業連盟、石油連盟、石灰石鉱業協会、(一社)セメント協会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国地方銀行協会、全国通運協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)全日本トラック協会、(一社)第二地方銀行協会、(公社)鉄道貨物協会、電気事業連合会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本化学工業協会、日本化学繊維協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本港運協会、日本鉱業協会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本ゴム工業会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、日本証券業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)日本人材派遣協会、日本製紙連合会、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、(一社)日本船主協会、日本船舶輸出組合、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本造船工業会、(一社)日本損害保険協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本電線工業会、(一社)日本塗料工業会、(一社)日本乳業協会、日本百貨店協会、日本肥料アンモニア協会、(一社)日本ベアリング工業会、(一社)日本貿易会、日本紡績協会、(一社)日本民営鉄道協会、日本羊毛産業協会、(一社)日本旅行業協会、ビール酒造組合、(一社)不動産協会、(一社)不動産証券化協会

○地方別経済団体（47団体）

北海道経営者協議会、(一社)青森県経営者協会、(一社)岩手県経営者協会、(一社)宮城県経営者協会、(一社)秋田県経営者協会、(一社)山形県経営者協会、福島県経営者協会連合会、(一社)茨城県経営者協会、(一社)栃木県経営者協会、(一社)群馬県経営者協会、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)千葉県経営者協会、(一社)東京経営者協会、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)新潟県経営者協会、(一社)富山県経営者協会、(一社)石川県経営者協会、福井県経営者協会、山梨県経営者協会、(一社)長野県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、(一社)静岡県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、(一社)滋賀経済産業協会、京都経営者協会、大阪経営者協議会、兵庫県経営者協会、(一社)奈良経済産業協会、和歌山県経営者協会、(一社)鳥取県経営者協会、(一社)島根県経営者協会、岡山県経営者協会、広島県経営者協会、山口県経営者協会、徳島県経営者協会、香川県経営者協会、愛媛県経営者協会、高知県経営者協会、福岡県経営者協会、佐賀県経営者協会、長崎県経営者協会、熊本県経営者協会、大分県経営者協会、宮崎県経営者協会、鹿児島県経営者協会、(一社)沖縄県経営者協会

計 112団体 (2017年11月16日現在)

資料出所：経団連

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

<自治体・地方議員への要請項目>

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見ることができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っているという回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の生産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいは従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業での活躍を促す「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小

企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料9 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み (％)

資本金	整理 整頓 清掃	機械に よる 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留ま り改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品 在庫 削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行って いない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導 (％)

資本金	大手 企業の OB	中小 企業の OB	技術士	商工会 議所・商 工会の 指導員	その他公 的支援 機関の 指導員	指導は 受けて いない	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

資料10 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	リーン・マネージメントコース	山形大学国際事業化研究センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	茨城県中小企業振興公社
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善推進ナビゲーター養成塾	群馬県産業支援機構
東京都	東京都生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	長岡ものづくり現場改善スクール	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり生産性向上推進リーダー育成スクール (ミニスクール)	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	ものづくり改善リーダー育成スクール	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成塾	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	生産性向上支援インストラクター養成スクール	しが産業生産性向上経営改善センター
和歌山県 和歌山市	和歌山ものづくり経営改善スクール	わかやま産業振興財団
広島県広島市・ 福山市	現場イノベーションスクール	ひろしま産業振興機構
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料11 カイゼンインストラクター養成スクールの募集要項（広島）

エントリーから受講修了までの流れ

- 1 エントリー**
 - 参加をご希望の方は、エントリーしてください。
 - エントリー確認後、こちらから連絡いたします。
 - ホームページからもエントリー可能です。 <https://www.hiwave.or.jp/event/26320/>
 - エントリー締め切 / 2021年5月31日(月) 必着**
- 2 助成金について**
 - 厚生労働省の「人材開発支助助成金」をご利用いただけます。
 - 申請をお考えの場合は、開講日の1か月前までに申請してください。
 - 申請締め切 / 2021年5月14日(金) ※広島労働局へ申請
- 3 助成申請上での注意点**
 - オンラインでは、講師/受講生がWebカメラ・マイクの画像、音声により相互確認できます。通常の生産活動と区別できる環境を確保(会議室など通常勤務の場所から隔離された環境)尚、自宅を受講する場合は、受講時間が就業時間であること。例：在宅勤務(テレワーク) ※詳しくは、広島労働局(☎082-502-7832)お問い合わせください。
- 4 受講決定・受講料の納付**
 - 受講決定通知が届いた方は、両通知に記載する銀行口座へ受講料をお振り込みください。
 - ※振込手数料は申込者にて負担ください。
- 5 受講の際には**
 - 講義には、オンラインに接続に必要な通信機器(インターネット環境、PC・Webカメラ・マイク機能付き)をご用意ください。又、筆記用具と電卓もご準備ください。
 - 1企業で複数の受講申請が可能ですが、各受講者に対してオンライン端末を1台ずつご用意ください。
- 6 修了**
 - 受講者のスクール修了後の活用計画の事前策定 ※後日、ヒアリングさせていただきます場合もあります。

詳しい内容のお問い合わせはこちらへ

ひろしま産業振興機構
 ものづくり人材育成センター
 〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県青葉プラザ3F
 ☎082-240-7716 ✉ h-jinzai@hiwave.or.jp

聞く!褒める! 時代に即した人材マネジメントか... あー今月も求人に応募なしか...

改善活動はチーム戦です。上から目標、責め、叱る... これまでのマネジメントとは決別して、やる気やモラルを高める。マネジメントを身につけよう!

あー熟練さんが辞めたらどうしよう... 個人に帰属するノウハウ、増える外国人労働者... 作業標準を整備し、ばらつきやミス削減... 誰でも安全に作業ができる職場を作りましょう!

深刻化する人手不足に加えて、人件費も高調。このままでは企業の存続すら危ぶまれる事象に! 現場のロスを排除して生産性を高めよう!

世の中の流れでIoTを活用したいが... 費用対効果がわからない。自社にあった活用方法がわからない。十分に活用するための人材がいない。OCDの変革で現場力を高める基礎を学びましょう!

社長!今こそカイゼンぞお!

~ IoT活用の第一歩です ~

現場改善指導 現場
人材育成プログラム

イノベーションスクール

オンライン版 令和3年度 募集案内

日時 2021年6月16日(水)~9月9日(木)の期間中17日間
 講義9日・疑似実習8日/別途 2021年11月26日(金)改善報告会あり

受講方法 オンライン受講 (Zoom利用・双方向コミュニケーション)
 ※対象者・受講料につきましては、中面ページの開催概要をご覧ください
 ※本研修は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施しています

エントリー締め切 5月31日(月)

現場イノベーションスクール ってなんだ!?

誰もが安全に働くことができ、困ったときは仕事をシェア、従業員の高いモチベーションが自慢! そんな会社を一緒に目指しませんか!

現場イノベーションスクールは、「講義」と「疑似実習」で構成するカリキュラムで「学び」「自社」「実践」することで、実際に使える「現場改善スキル」が身に付く人材育成プログラムです。この現場改善スキルを習得することが、将来のIoT活用の基礎になるものと考えています。

オンライン	オンライン	自社	オンライン
講義(理論)	疑似実習体験	実践	改善報告

開催概要

- 【講義・疑似実習】2021年6月16日(水)~9月9日(木)の期間中17日間 (2hr/コマ, 34コマ)
- 【改善報告会】2021年11月26日(金) (2hr/コマ, 2コマ)
- 【講義時間】9:30~11:30/13:30~15:30

オンライン受講(双方向コミュニケーション)
 (注)インターネット環境があり、Zoomによるオンライン会議が可能であることが条件となります。
 ※本件でのご質問、ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

【Zoom接続について】
 ・講義開始20分前には、URLからZoomアプリに入り、「ミーティング」に参加してください。

● 県内に本社または支社、事業所を有して、将来、IT・IoT・AI・ロボット等の導入を検討しているものづくり中小、小規模企業
 ● デジタル化の前提として、その基礎となる改善手法(分析や問題解決)を修得して、企業内で推進役を担う担当者、現場責任者、及びチームリーダー

受講料 10万円 ※税込 定員 12名

カリキュラム	9:30~11:30	13:30~15:30
1日目	開講式・序論	ものづくりの基礎概念/競争力
2日目		改善推進リーダーの心得
3日目		プロセス分析
4日目	ものづくりとIoT	現場の5S
5日目		コストと生産性
6日目		IE(人の作業の改善)
7日目		IE(工程設計の改善)
8日目		品質管理
9日目	設備生産性の改善	生産管理・物流の改善
10日目		疑似実習体験①
11日目		疑似実習体験②
12日目		疑似実習体験③
13日目		疑似実習体験④
14日目		疑似実習体験⑤
15日目		疑似実習体験⑥
16日目		疑似実習体験⑦
17日目	疑似実習体験⑧-1	疑似実習体験⑧-2(全体報告会)
18日目	改善報告会①(6社)	改善報告会②(6社)

6月	7月	8月
9月	10月	11月

資料出所：(公財)ひろしま産業振興機構

資料12 カイゼンインストラクター派遣事業の募集要項（和歌山）

募集概要	対象企業	現場改善を通じ経営の向上を目指す意欲があり、派遣により支援の効果が期待できると判断できる県内に事業所を有する中小企業
	派遣回数	5回（1回あたり2日（10時間）の派遣 例：9:00～17:00+9:00～12:00の2日間） ※5回目の派遣は、派遣企業様での改善提案報告会となります。
	派遣内容	和歌山ものづくり経営改善スクールを修了した、現場経験豊富な企業OBのインストラクターが、3名1組のチームとなって派遣されます。
	企業負担金	15万円
	派遣期間	申込企業様とご相談のうえ、日程を決定します。（2か月～2か月半が目安です）
	募集期間	随時募集します。但し、申し込み多数の場合、募集を終了することがあります。
	応募方法	まずは、裏面の「ご相談シート」にて、事務局まで問合せください。 その後、所定の「ものづくり経営改善インストラクター派遣要請書」にご記入のうえ、当財団までご持参または郵送してください。派遣要請書はHPからダウンロードできます。 わかやま産業

お問い合わせ先 〒640-8088 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
(公財)わかやま産業振興財団 経営支援部企業支援班 担当：太田
TEL: 073-432-3412 / FAX: 073-432-3314 / E-mail: wms@yarakouendan.jp

資料出所：（公財）わかやま産業振興財団

<自治体・労働局・地方議員への要請項目>

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2020年度で受講者のべ人数が175,597人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が10,784人となっており、前年の106,733人からコロナ禍の影響で大幅に落ち込んでいます。都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、群馬県が600人となっているのに対し、大分県では40人に止まるなど、違いが大きい状況にあり、コロナ禍の中でも学生が必要な技能を身につけられるよう、他の自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地元の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促していく必要があります。

資料13 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2020年度）

都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり		都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり		都道府県	実技指導数①	全国工業高等学校長協会加盟校数②	1校あたり	
			①÷②	(人)				①÷②	(人)				①÷②	(人)
北海道	288	19	15	長野	172	14	12	岡山	114	18	6			
青森	109	12	9	富山	190	8	24	広島	201	14	14			
岩手	60	12	5	石川	316	8	40	山口	282	19	15			
宮城	379	14	27	福井	189	7	27	徳島	147	4	37			
秋田	101	11	9	静岡	450	18	25	香川	93	7	13			
山形	107	11	10	愛知	313	29	11	愛媛	307	10	31			
福島	172	17	10	岐阜	290	11	26	高知	40	6	7			
茨城	538	13	41	三重	414	9	46	福岡	279	23	12			
栃木	175	14	13	滋賀	129	8	16	佐賀	253	8	32			
群馬	600	12	50	京都	21	7	3	長崎	59	9	7			
埼玉	362	16	23	大阪	263	29	9	熊本	418	14	30			
千葉	139	8	17	兵庫	326	20	16	大分	40	11	4			
東京	340	33	10	奈良	49	4	12	宮崎	100	11	9			
神奈川	99	12	8	和歌山	579	6	97	鹿児島	131	19	7			
山梨	363	7	52	鳥取	86	5	17	沖縄	382	9	42			
新潟	136	11	12	島根	183	4	46	全国	10,784	591	18			

(注)1. 実技指導数は、「高校以上の学校」に対する実技指導の受講者のべ人数。

2. 資料出所：厚生労働省、全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

<自治体・地方議員への要請項目>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、200人近い愛知県から、参加者1名の鳥取県、高知県まで、地域差が著しい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特色がありますが、そうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

技能五輪の開催地となった地域では、開催年に限り助成金が設定されることが多いですが、栃木県では、「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業助成金」を設けています。こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料14 第59回技能五輪全国大会参加者数（2021年10月・東京）

(人)

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	1,028	千葉	15	三重	3	徳島	2
北海道	14	東京	67	滋賀	11	香川	6
青森	4	神奈川	60	京都	13	愛媛	7
岩手	13	新潟	26	大阪	54	高知	1
宮城	11	富山	13	兵庫	19	福岡	18
秋田	9	石川	8	奈良	5	佐賀	5
山形	17	福井	5	和歌山	2	長崎	10
福島	12	山梨	6	鳥取	1	熊本	9
茨城	75	長野	39	島根	8	大分	4
栃木	49	岐阜	14	岡山	10	宮崎	15
群馬	23	静岡	43	広島	40	鹿児島	6
埼玉	39	愛知	180	山口	20	沖縄	17

資料出所：中央職業能力開発協会

資料15 栃木県「技能五輪・アビリンピック選手育成強化事業実施要領」(抜粋)

(助成対象)

技能向上訓練の経費を負担した企業、学校、公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設、競技職種等関係団体、社会福祉法人等に対して支払うものとする。

(助成対象事業)

- (1) 訓練指導を行う社外講師に対する謝金
- (2) 社外講師の旅費
- (3) 訓練用材料、消耗品等の購入費
- (4) 会場借料費、訓練用器工具等借料費
- (5) 外部講習会等への参加費
- (6) その他訓練の実施に必要であると栃木県職業能力開発協会長（以下「会長」という）が認めた経費

(助成金額)

一企業・学校・団体等あたり30万円を上限とする。

資料出所：栃木県ホームページ

<自治体・地方議員への要請項目>

④産業雇用安定センターとの関係強化…新規

産業雇用安定センターは、「失業なき労働移動」を支援する専門機関として、厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの密接なつながりをもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより、再就職・出向の支援事業に取り組んでいます。コロナ禍においては、地域独自の取り組みとして、産業雇用安定センターと地方自治体や労使団体との連携を強化し、在籍型出向を活用したマッチングに取り組んでおり、雇用の維持に役割を果たしています。

一方、2018年度からは、それまでの雇用調整中心の出向支援に加え、キャリア・ステップアップ型出向や人材育成・交流型出向についても出向支援の幅を拡大しています。

カーボンニュートラルの実現やDXの全面的な展開による産業構造の転換に対して、各企業の業態変更への支援とともに、従業員に能力開発支援や円滑な雇用移動の支援によって、公正な移行を実現することが不可欠です。

「人材育成・交流型出向」の枠組みをさらに整備し、ユーザー企業からIT企業への出向を通じてIT技術のスキルアップを行うとともに、ベンダー企業のユーザー企業への出向を通じ

て、産業企業の実態を踏まえたDX推進を後押ししていくことが期待されています。

資料16 産業雇用安定センターと地方自治体、労使団体との連携

自治体
<p>岡山県 在籍型出向マッチング機会創出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県が岡山県中小企業団体中央会に事業を委託。岡山労働局、産業雇用安定センター岡山事務所とも連携して推進体制を構築。 ● マッチング支援サイトの開設・運営、在籍型出向に関する制度・助成金の説明会やマッチング会の開催、社会保険労務士による就業規則の整備や助成金申請書類作成サポートを実施。
<p>東海3県（愛知県・岐阜県・三重県） 東海地域における人材マッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響で事業環境が激変し、厳しい雇用情勢にある中、国（労働局、経済産業局）・県・関係機関が連携し、東海地域における非正規の従業員を含めた雇用維持に資する企業間マッチングを実施。 ● 具体的には、人材を送り出したい企業と、受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査を実施し、企業からの回答をもとに、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）による企業間の人材マッチングにつなげている
<p>富山県 雇用維持のための人事交流支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 富山県人材活躍推進センターが、富山労働局・産業雇用安定センター富山事務所と連携し、出向や副業・兼業を活用した人事交流を促進し、県内企業の雇用の維持・継続や拡大を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・提供 富山県人材活躍推進センターホームページに企業情報を掲載 ・人事交流に関する相談 社会保険労務士が人事交流で発生する契約・労働条件等の相談に対応
<p>京都府 【短期】雇用シェアリングモデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済団体（京都経営者協会）、労働者団体（連合京都）、国（京都労働局・近畿経済産業局）、京都府、京都市の行政機関に、産業雇用安定センター京都事務所を加えたオール京都による推進体制を構築。 ● 社会保険労務士の派遣や労働局のアドバイス等による法的・制度的なサポートを実施。
<p>佐賀県 失業なき労働移動のための連携協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐賀県、産業雇用安定センター佐賀事務所および佐賀労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施。
労使団体
<p>UAゼンセン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2020年9月、UAゼンセン本部と産業雇用安定センター本部が連携協定を締結。 ● これにより、全国のUAゼンセン支部と産業雇用安定センター地方事務所の間で、出向等に関する情報共有を強化し、円滑なマッチングに繋げる。
<p>札幌商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2020年11月から、札幌商工会議所と産業雇用安定センター北海道事務所が在籍型出向を活用した出向支援を実施。 ● 札幌商工会議所が受入企業、送出企業の相談募集。相談内容は、札幌商工会議所（申し込みフォーム）で受け付け、相談内容に応じて産業雇用安定センター北海道事務所へ支援依頼。 ● 契約サポート、担当者同士の面談・マッチングのセッティングなどマッチングに向けて支援。
<p>愛知県経営者協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2019年4月より、愛知県経営者協会と産業雇用安定センター愛知事務所が以下の連携強化を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 産業雇用安定センターの人材送付・受入情報を愛知経営者協会会員企業へ発送、実績情報の周知PR ② 愛知県経営者協会会員企業向け説明会の開催 ③ 産業雇用安定センターと経営者協会の既存研修等の後援、共催 ④ 愛知県経営者協会会員企業向け相談窓口の設置 ● 愛知県経営者協会が会員企業から送付・受入情報を聞き取り、産業雇用安定センター愛知事務所へ取り次ぎ。

資料出所：厚生労働省「在籍型出向『基本がわかる』ハンドブック」

<自治体・地方議員への要請項目>

⑤海外事業展開を図る地元企業に対する中核的労働基準の周知徹底

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ILOの基本8条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料17 金属労協の開催している労使ワークショップの例（2019年開催のもの）

**第7回建設的労使関係構築に向けた
タイ労使ワークショップ**

タイで事業を展開する日系企業における建設的労使関係の構築に向け、これまで6回にわたって、在タイ日本国大使館の後援を受け、労使参加のもとでのワークショップを開催してきました。2019年も下記の要領にて開催いたします。みなさまのご参加をお待ちしております。

開催日時： 2019年5月17日（金） 10：00-17：30	会場： AVANIアトリウム ホテル・バンコク
09：00から受付開始いたします。 昼食をご用意しております。 参加無料 日タイ語同時通訳付き	所在地：1880 New Petchburi Road, Bangkok 10310 Thailand 次ページ地図をご参照ください。

後援：在タイ日本国大使館

ワークショップの概要：建設的労使関係構築について

- タイ国労働省講演・報告
- タイ国経営者団体講演・報告
- 建設的労使関係構築の事例報告
- 質疑応答・意見交換（コメンテータ）
 - ・吉原 茂 光 フジツウ・ゼネラル・タイランド常務
 - ・マニット・ボムカーレークン A L C T（タイ自動車労働会議）会長
 - ・渡 沼 弘 JCM事務局長

JCM 全日本金属産業労働組合協議会
（金属労協・JCM）

資料出所：金属労協国際局

国際社会として、「企業の社会的責任」を求める声が高まる中、政府を通じた取り組みでは限界があることから、企業相互の人権状況のチェックや人権確保への働きかけを通じて、人権侵害を撲滅する仕組みとして、「人権デュー・ディリジェンス」が提唱されることとなり、その法制化・義務化の動きも欧米を中心に広がっています。

人権デュー・ディリジェンスは、もともと2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で提唱されたもので、その中では、現地の労働法など国内法が、国際基準の要求水準を満たしていない場合、企業は国内法の水準を超えて国際基準を遵守するよう求めています。また、企業が国際人権章典、ILO宣言など国際基準を遵守して行動すると、国内法に違反する場合の対応については、

- ・企業は、その状況のもとで、国際基準を「出来る限りぎりぎりまで」遵守する。
- ・国際基準を遵守する方法を追求する。
- ・その努力を行動によって立証する。
- ・国内法に従った場合には、国際法違反の責任を問われる場合もあることを認識する。

といった対応を求めており、企業に対する理解促進が必要です。

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥「脱炭素先行地域」選定に向けた政策パッケージの整備と産業界との連携強化…新規

政府は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には、2030年に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。またこの方針は、2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に盛り込まれました。

これらの目標の達成のため、「少なくとも100カ所の「脱炭素先行地域」において、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することで、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる」とされており、2022年1月から第1回の先行地域募集が始まっています。地方自治体内の多くの地域が「脱炭素先行地域」に選定されるよう、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」などの支援措置の活用促進を図りつつ、自治体としても、必要な政策パッケージの整備を行っていくことが重要です。また、地球温暖化対策計画では、産業部門の削減率の目標を従来の7%から38%へと大幅に引き上げており、住宅街や農山村などばかりでなく、商業地域、工業団地などについても「脱炭素先行地域」選定が促進されるよう、産業界との連携強化が重要です。

資料18 地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）

地球温暖化対策計画の改定について

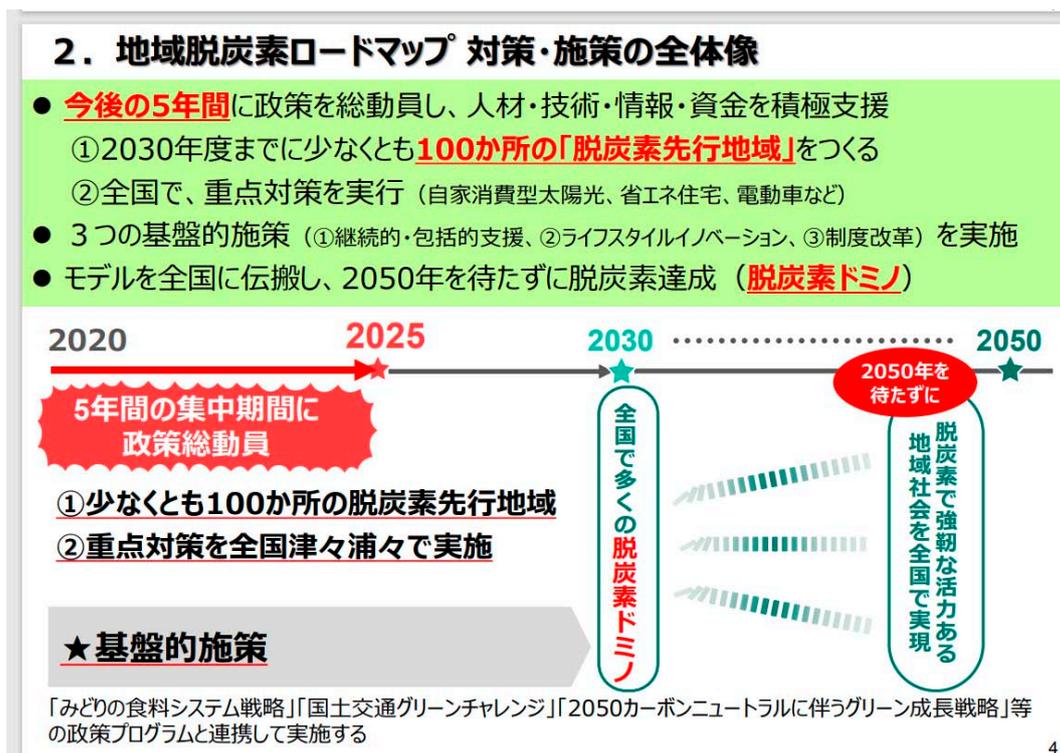
■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標*等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 - 吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

資料出所：環境省



資料出所：内閣官房

（3）工業高校教育の強化

<自治体・地方議員への要請項目>

①地方交付税措置の拡充に基づく産業教育設備予算の確保

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっていきます。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

三位一体改革以降、時限的に、また指定された高校に対して、国の支援が行われてきましたが、2021年1月の総務省自治財政局財政課から都道府県および政令指定都市への事務連絡「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」において、産業教育設備整備のための地方交付税措置の充実について、記載されています。産業教育設備に対する恒久的な国の支援が実現したものではありませんが、都道府県が実際に産業教育設備予算を増額させるかどうかは、各都道府県の判断であり、それぞれ確認をしていく必要があります。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を

受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。

資料20 都道府県における産業教育設備関係の予算・決算の状況

(万円)

都道府県	事業名	金額	時点
青森	産業教育設備整備費	16,177	2021予算
山形	県立高等学校産振設備整備費	2,936	2022予算
栃木	産業教育設備の整備	2,665	2021予算
群馬	次代を担う職業人材育成のための教育設備充実	20,000	2022予算
埼玉	高等学校産業教育設備整備事業	10,266	2020予算
神奈川	職業教育設備整備事業費	948	2021予算
新潟	県立学校の設備整備のうち産業教育設備	10,852	2020予算
静岡	産業教育設備費	5,000	2021予算
愛知	産業教育設備整備費	4,778	2021予算
岐阜	産業教育振興設備整備費	16,598	2022予算
滋賀	産業教育設備整備費	5,860	2022予算
	産業教育用コンピュータ整備事業	9,907	
大阪	産業教育設備整備費	512	2022予算
	実業教育施設整備費	1,391	
鳥取	教育実習設備整備費	1,427	2022予算
島根	産業教育設備整備事業	17,018	2020予算
徳島	産業教育設備整備事業費	8,879	2020予算
愛媛	産業教育設備充実費	3,816	2020決算
	産業教育ICT機器整備事業費	10,125	
高知	産業教育等設備整備費	4,304	2021予算
長崎	産業教育設備整備事業	3,328	2021予算
熊本	高等学校産業教育設備整備費	12,610	2022予算

- (注)1. ICT関係の取り扱いをはじめ、事業の中身が都道府県ごとに異なる可能性があり、単純な比較はできない。
 2. 予算は原則として当初であるが、補正後のデータも一部含まれる。
 3. 資料出所：各都道府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

<自治体・学校・地方議員への要請項目>

②専攻科の拡充

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2021年度の「学校基本調査」によると、普通科単独校以外の高校2,262に対し、専攻科のある学校は134に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にあります。DXの進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

資料21 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年3月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

1 はじめに

本県は、県内総生産が名目で約7兆7千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづ

くりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年6月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年9月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生の進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

3 提言

(1) 専攻科設置の必要性について

- 平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人とどまっています。
- 工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。
- 進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等へ進学しています。
- 県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。
- 専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

2. 労働組合としての活動

(1) ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<労働組合としての活動>

①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

P. 11参照

<労働組合としての活動>

②公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

2016年9月、政府は親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることなどを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」を公表、これに基づいて、下請法、下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し(支払いは可能な限り現金とし、手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める)、業界団体による自主行動計画の策定、業種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプランの策定などが実施されるとともに、公正取引委員会の書面調査、中小企業庁による自主行動計画フォローアップ調査や下請Gメンヒアリング調査などが実施され、不適切な事例に関して対応が行われているところですが、局面が大きく変わっている状況は見られません。

労働組合として、取引の実態、サプライヤーの実情を規制当局に伝え、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。また、規制当局の反応が芳しくない場合には、そうした状況を自治体、経済産業局、地方議員などに伝えていく必要があります。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています(関東甲信越は本局)。

資料22 公正取引委員会の地方事務所



<労働組合としての活動>

③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

コロナ禍を機に、感染症を対象とした事業継続計画（BCP）の整備・見直しの機運が高まっています。厚生労働省は、2020年12月に「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」をまとめています。感染症は、影響の範囲が広く、主として人に対して影響するなど、地震や台風とは異なる対応が必要になります。政府のガイドラインなども参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しを進めることが重要です。

資料23 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2013年）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。⁶⁴重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、**地元地域社会を大切に**する意識を持ち、**地域との共生に配慮**することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、**地域への積極的な貢献**が望まれる。**地元の地方公共団体との協定**⁶⁵をはじめ、平常時から**地域の様々な主体との密な連携**が推奨される。⁶⁶さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、**自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献**する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。⁶⁷社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。⁶⁸

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元拠点のある企業・組織が、BCP発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

<脚注>

64 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。

65 協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。

66 自治会やNPOに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。

67 特に大都市圏では、従業員に無理な出社指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。

68 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

資料24 企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」の実例

特徴

1. 防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。
2. 協定は、企業と周辺町会に自治体加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しを図られ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。
3. 支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。

概要

A社は、2000年7月に、B事業所を対象に、B市及び周辺5町会と「地域防災協定」(正式名称は、「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ)を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

目的

1. 大地震のような広域災害発生直後から、自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまでの一定期間(通常3日間)、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担おうとするものである。
2. 協定書第1条において、「地域防災協定」を締結する目的を以下のように定めている。
 - ・災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、及びB市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、B市及び周辺5町会が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対するA社の協力に関し、必要な事項を定める。
3. 災害対策基本法第7条第2項では、住民の責務を以下のように定めている。「地域防災協定」は、企業においても、地域コミュニティを形成する住民と同様の責務を果たすことを目的とするものである。
 - ・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

経緯及び活動状況

1. A社は、1965年のB事業所の開設以来、周辺5町会の住民(約4,000世帯)と、納涼祭開催や市民祭協賛などを通じた積極的な地域交流を行っている。
2. その後、再三にわたる豪雨、台風による増水・浸水被害の発生を受け、地域の防災・環境整備に関する地域ぐるみの取組みに対しても、事業所として積極的に協力しており、町会との話し合いを発端として2000年7月に「地域防災協定」を締結するに至った。
3. 協定は、A社B事業所、周辺5町会及びB市の三者により、締結された。また、協定には、災害時の応急活動及び平素における防災まちづくりに関する事業所の協力の内容を定めたものであるが、協定に基づく事業所の協力に要する費用は、基本的に無償とするが特別な場合は協議により市が負担することがあること、協定による支援は災害の発生後3日間を原則とすること(その後の対応は三者の協議による)なども定められている。
4. 協定における具体的な事業所の協力の内容は、以下のとおり。
 - (ア) 災害時
 - ・グラウンド(約1万㎡)の開放(町会は、一時避難場所及び救難活動拠点として、行政は、ヘリコプターの離着陸拠点及び救援活動拠点として活用)
 - ・運搬用フォークリフトなど、重機等の資機材の提供(避難、支援活動のための通路(道路)の確保、救命支援、崩壊家屋の瓦礫撤去などに活用)
 - ・その他施設(グラウンド内トイレや水道等の施設・設備等の活用)
 - (イ) 平素
 - ・防災訓練の協力または協同実施
 - ・防災備蓄倉庫の設置(設置場所の提供及び鍵の管理)
5. 今後も、協定内容のさらなる充実を目指し、消防署などとも連携した合同防災訓練や初期対応のシミュレーション訓練の実施に加え、太陽光発電装置の電力供給、事業所隣接社宅の一時提供、輸送車両の提供、炊き出し用としての屋外バーベキューコーナーの活用など、災害時における協力範囲の拡大についても検討することとしている。

資料出所：内閣府

(2) 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

<労働組合としての活動>

①ものづくり教室の開催

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

コロナ禍の下で、中止を余儀なくされたところが多くなっていますが、

- ・W e b で開催する。
- ・ワクチン接種がある程度進んだ段階では、子どもの感染状況などを確認しながら、マスクの着用、検温、消毒、換気、3密（密閉・密集・密接）の回避、人数の制限など、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底しつつ、開催する。

ことなども検討していく必要があります。

資料25 地方連合会金属部門連絡会などが開催したものづくり教室
(2018年9月～2019年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作成物
岩手	7月27日	一関市	18組	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
宮城	8月3日	仙台市	9組	モーターカーづくり
秋田	7月27日	横手市	31組	食塩水で動くミニバギーの製作
山形	8月4日	山形市	13組	スペース・ローバーの製作
福島	4月27日	福島市	120組	モーターカー、モーターバイクの製作
群馬	7月27日	前橋市	26組	モーターカーの製作
埼玉	9月29日	行田市	44名	サンドブラストを用いたマイグラスの製作
東京	8月8日	日野市	30名	ソーラーカーの製作
新潟	8月24日	新潟市	13組	クラフトバンド家ライトの製作
富山	8月4日	富山市	46組	ソーラーカー、ライトレースカーの製作
石川	7月28日	白石市	53組	木製レーシングカーの製作
福井	3月21日	福井市	31組	構造体補強模型の製作
山梨	4月28日	越前市	26組	ソーラーカーの製作
長野	8月3日	甲府市	18組	モーターカーの製作
岐阜	5月20日	佐久市	19組	プログラミングロボ「ビットさん」の製作
静岡	8月3日	岐阜市		
三重	9月21日	静岡市	90組	木工モーターカーの製作
滋賀	7月27日		45組	プログラミング教室、木工二輪の製作
京都	8月5日	彦根市	27名	モーターカーの製作
大阪	7月27日	京都市	15組	電動扇風機の製作
兵庫	2月23日	門真市	36名	LED行燈の製作
奈良	8月4日	神戸市	63組	モーターの製作
和歌山	7月28日	奈良市	27名	光通信装置の製作
鳥取	8月4日	和歌山市	34組	6足歩行ロボットの製作
島根	8月4日	鳥取市	62名	ペットボトルソーラーカーの製作
岡山	8月4日	松江市	4組	ソーラーランタンの製作
広島	4月29日	岡山市	30組	メカホッパーの製作
山口	4月27日	広島市、福山市	191組	木製モーターカー、木製モーター二輪車、電子工作ソーラーバッタ、電子ゴマ、ペーパークラフトカーの製作
香川	4月27日	山口市	100名	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
愛媛	4月28日	坂出市	100名	ソーラーバッタの製作
福岡	5月12日	伊予市	65名	ソーラーミニカーの製作
佐賀	8月24日	直方市	31名	木製四輪モーターカー作成
長崎	4月27日	佐賀市、鳥栖市	60組	木工四輪車
熊本	7月24日	佐世保市	10組	造船工場見学とキット組立
大分	8月4日	荒尾市	20組	木工モーター工作(車、バイク)
宮崎	8月20日	大分市	66名	木製モーターカーの製作
鹿児島	4月27日	宮崎市	50組	木製四輪模型(モーター付き)の製作
	4月27日	鹿児島市	100組	木製モーターバイク、ソーラーバッタの製作

資料出所：金属労協

(3) 工業高校をはじめとする専門高校教育の強化

＜労働組合としての活動、地方議員への要請項目＞

①工業高校の見学

②教育委員会の工業部会、生徒会代表者などとの意見交換の実施

労働組合として工業高校を視察し、教職員、教育委員会の工業部会、生徒会代表者などと意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫力をもたせるために重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同様、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

(4) 特定最低賃金の取り組み強化

<労働組合としての活動>

①組織内における特定最低賃金の意義・役割・重要性の共有化および、知事・都道府県議会議員など組織外への働きかけの強化…補強

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは大変複雑なため、ともすれば組織内外における理解が進んでいない場合も考えられます。全国紙・地方紙における直近1年間の「特定最低賃金」の検索結果を見ると、全国紙5紙で12件、うち1紙はゼロ、地方紙45紙で40件、うち23紙はゼロとなっています。組織内に対しては、金属労協のホームページに掲載されているリーフレットなどを活用し、理解促進を図ります。都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して特定最低賃金の重要性を共有し、一体的に取り組むことが重要です。

なお、特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回る水準で設定できなければ、効力を失うこととなります。特定最低賃金の廃止を意図する中央の経営者団体は、地域別最低賃金が3%程度で引き上げられている中で、特定最低賃金の引き上げの抑制を図り、無効となる特定最低賃金を増加させることによって廃止へのステップとすべく、地方への圧力を強めてきました。しかしながら、特定最低賃金はあくまでも「当該産業労使」のイニシアティブにより設定されるものであり、実際に2021年度時点でも金属産業関係で全国約140件の特定最低賃金が役割を果たしています。事務作業は国の出先機関である都道府県労働局が務めますが、引き続き「当該産業労使」の合意形成により金額改正や新設が行われるよう、知事、都道府県議会議員はもとより、職員全体に対し、特定最低賃金の意義・役割の浸透を図り、積極的なサポートを求めていることが重要です。

資料 26 全国紙・地方紙における「特定最低賃金」の検索結果

(2022年3月8日時点における最近1年分)

朝日新聞 [2件]	読売新聞 [7件]	毎日新聞 [1件]	産経新聞 [0件]	日経新聞 [2件]
北海道新聞 [0件]	河北新報 [0件]	東京新聞 [0件]	新潟日報 [0件]	中日新聞 [2件]
神戸新聞 [0件]	中国新聞 [0件]	西日本新聞 [0件]	東奥日報 [0件]	岩手日報 [0件]
秋田魁新報 [1件]	山形新聞 [3件]	福島民報 [2件]	福島民友新聞 [1件]	茨城新聞 [2件]
下野新聞 [1件]	上毛新聞 [1件]	埼玉新聞 [0件]	千葉日報 [1件]	神奈川新聞 [0件]
北日本新聞 [1件]	北國・富山新聞 [2件]	福井新聞 [0件]	山梨日日新聞 [4件]	
信濃毎日新聞 [0件]	岐阜新聞 [1件]	静岡新聞 [1件]	伊豆新聞 [0件]	京都新聞 [0件]
大阪日日新聞 [0件]	日本海新聞 [1件]	山陰中央新報 [1件]	山陽新聞 [0件]	
徳島新聞 [1件]	四国新聞 [0件]	愛媛新聞 [0件]	高知新聞 [0件]	佐賀新聞 [2件]
長崎新聞 [1件]	熊本日日新聞 [1件]	大分合同新聞 [2件]	宮崎日日新聞 [0件]	
南日本新聞 [0件]	琉球新報 [1件]	沖縄タイムス [0件]		合計 26紙45件

(5) 外国人技能実習制度、特定技能の適正な運用

<労働組合としての活動>

①外国人材の生命の安全と人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

2021年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比0.2%増の1,727,221人となっています。東北、中国、四国地方では減少傾向ですが、関東、東海地方などは増加傾向となっています。一方、このうち技能実習生は351,788人で前年比12.6%減とすべての都道府県が前年比で減少しています。また留学生は全体で前年比12.7%減ですが、富山、大阪、高知では3割程度減となっています。

資料28 外国人雇用状況（2021年10月末）

都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学		都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
全国計	1,727,221	0.2	351,788	△ 12.6	267,594	△ 12.7	三重	30,391	1.1	9,009	△ 14.9	1,281	△ 14.0
北海道	25,028	△ 1.3	12,223	△ 8.8	2,199	△ 10.4	滋賀	20,881	4.3	4,267	△ 13.6	552	△ 19.8
青森	3,861	△ 5.0	2,256	△ 12.3	201	△ 4.7	京都	21,356	△ 0.9	4,863	△ 9.5	3,466	△ 16.4
岩手	5,225	△ 3.4	2,831	△ 16.9	359	12.5	大阪	111,862	△ 4.9	21,498	△ 6.7	22,665	△ 30.4
宮城	13,415	△ 2.8	3,919	△ 11.2	3,984	△ 8.6	兵庫	45,558	2.5	10,974	△ 12.0	8,968	3.0
秋田	2,233	△ 7.0	1,074	△ 20.7	140	0.0	奈良	6,403	6.5	2,537	△ 3.7	640	12.5
山形	4,427	△ 6.7	2,175	△ 17.6	120	8.1	和歌山	3,390	8.8	1,390	△ 2.0	166	7.8
福島	9,527	△ 4.3	3,750	△ 17.1	947	△ 10.5	鳥取	2,968	△ 8.7	1,493	△ 15.9	236	△ 9.2
茨城	43,340	9.8	14,351	△ 6.1	3,030	5.4	島根	4,592	4.2	1,754	△ 13.5	237	19.1
栃木	29,236	5.9	7,227	△ 13.0	1,797	0.5	岡山	20,584	2.2	8,566	△ 10.9	3,095	3.6
群馬	46,449	4.5	9,416	△ 8.0	5,634	△ 7.2	広島	36,547	△ 3.1	15,001	△ 14.4	5,365	0.0
埼玉	86,780	6.2	15,404	△ 15.7	13,217	4.2	山口	8,932	△ 1.5	3,659	△ 13.1	1,248	△ 5.2
千葉	68,155	1.5	13,952	△ 11.4	11,255	△ 19.8	徳島	4,777	△ 4.2	2,675	△ 15.3	366	11.6
東京	485,382	△ 2.3	21,032	△ 8.1	114,952	△ 14.0	香川	9,955	△ 4.5	5,221	△ 16.8	732	△ 9.2
神奈川	100,592	6.5	12,900	△ 8.2	10,019	△ 8.0	愛媛	9,569	△ 8.3	5,912	△ 16.3	303	△ 1.0
新潟	10,262	△ 1.6	3,778	△ 13.3	1,339	△ 3.0	高知	3,391	△ 2.4	2,053	△ 7.1	161	△ 28.1
富山	11,467	△ 4.7	5,305	△ 15.4	214	△ 35.2	福岡	53,948	△ 1.8	13,004	△ 13.2	17,794	△ 10.5
石川	10,606	△ 0.8	4,738	△ 14.8	1,263	8.5	佐賀	5,391	△ 7.4	2,508	△ 18.0	1,101	△ 16.8
福井	10,524	1.8	3,865	△ 17.7	326	4.5	長崎	5,782	△ 6.4	2,532	△ 13.0	895	△ 21.7
山梨	9,208	10.1	1,880	△ 5.6	563	11.0	熊本	13,013	0.7	7,734	△ 9.0	716	△ 5.4
長野	20,714	4.3	5,679	△ 19.8	744	△ 21.9	大分	7,313	△ 3.7	3,528	△ 11.3	1,176	△ 17.3
岐阜	34,998	0.2	12,373	△ 15.4	1,748	△ 14.5	宮崎	5,236	△ 5.1	3,419	△ 11.9	402	△ 22.2
静岡	66,806	1.6	13,067	△ 17.8	4,172	3.4	鹿児島	8,880	1.4	5,494	△ 6.3	331	△ 28.4
愛知	177,769	1.5	36,834	△ 16.8	15,930	△ 9.1	沖縄	10,498	△ 2.7	2,668	△ 11.8	1,545	△ 25.6

資料出所：厚生労働省

外国人技能実習制度については、法務省の「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の報告書（2019年3月）でも明らかなように、外国人技能実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。2017年の新しい制度発足以降も、団体監理型技能実習生の不法残留者は増加の一途をたどっています。

2019年11月、出入国在留管理庁は、「失踪技能実習生を減少させるための施策」を発表しましたが、失踪の主な原因を、賃金の不払いなど受け入れ企業側の不適正な取り扱いや、入国時に支払った費用の回収など技能実習生側の経済的な事情にあるとの認識に立って、

- ・失踪者を出した送出機関、監理団体、受け入れ企業に対し、帰責性などを踏まえて技能実習生の新規受け入れを停止。

- ・送出国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取り決めに基づく対応の強化。
- ・失踪技能実習生を雇用した企業名の公表の検討。
- ・技能実習生からも処遇状況についてヒアリング。
- ・在留カード番号などを活用した不法就労の摘発の強化。

などを行うことにしています。地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所に対し、労働組合として強く問題意識を示していくことが、外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保にとって不可欠となっています。

なお、これらの諸機関が労働組合との情報交換・意見交換に応じない場合、必要な情報が提供されない場合には、金属労協本部に連絡します。

資料29 在留資格別の不法残留者数の推移

在留資格	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日	2020年 1月1日	2021年 1月1日	2021年 7月1日
総数	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868	73,327
短期滞在	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239	50,092	46,899
技能実習	5,904	6,518	6,914	9,366	12,427	13,079	9,186
うち団体監理型1年目	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309	5,722	3,979
2、3年	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048	7,229	5,095
4、5年	—	—	0	0	43	98	82
特定活動	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688	5,904	5,560
留学	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543	5,041	3,616
日本人の配偶者等	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687	2,608	2,506
その他	5,948	5,581	5,514	5,524	5,308	6,144	5,560

(注)1. 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」であった者も含まれる。
2. 資料出所：法務省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料30 外国人技能実習生の実習実施者
に対する監督指導

項 目	(事業所)			
	2017年	2018年	2019年	2020年
監督指導	5,966	7,334	9,455	8,145
労働基準関係法令違反	4,226	5,160	6,796	6,796
労働時間	1,566	1,711	2,035	1,275
安全基準	1,176	1,670	1,977	1,974
割増賃金の支払	945	1,083	1,538	1,261
賃金台帳	448	450	1,089	493
賃金の支払	526	480	1,061	842
就業規則	551	596	843	720
労働条件の明示	541	517	732	559
衛生基準	473	556	708	608
健康診断	477	497	654	441
最低賃金の支払	92	178	469	
法令等の周知	342	341	382	320
寄宿舎の安全基準	148	144	162	

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料31 主な業種別、外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導(2020年)
(事業所)

主な業種	監督指導実施事業所	違反事業所数	主な違反事項		
			安全基準	衛星基準	労働時間
機械金属	2,652	1,740 65.6%	722	407	354
食料品製造	1,386	972 70.1%	446	246	202
繊維・衣類	577	389 67.4%	110	90	76
建設	1,122	888 79.1%	272	240	210
農業	306	225 73.5%	69	66	35
合計	8,124	5,752 70.8%	1,974	1,275	1,261

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料32 実習実施者における内容別の違反指摘件数(2020年度)

違反の内容	件数
技能実習の実施に関するもの	1,579
実習内容が計画と異なっていたもの	420
実習時間数が計画と異なっていたもの	802
計画に記載されている機械・器具・設備を使用していなかったもの	15
従事させる業務が適切でないもの	208
実習場所が計画と異なっていたもの	134
技能実習を実施する体制・設備に関するもの	858
技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	562
生活指導員が適切に選任されていなかったもの	72
技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	127
技能実習責任者が適切に選任されていなかったもの	86
技能実習生の人数枠が基準を満たしていないもの	11
技能実習生の待遇に関するもの	4,258
宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	2,700
食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	174
計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	407
残業代が適切に支払われていなかったもの	970
報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	7
帳簿書類の作成・備え付けに関するもの	902
各種管理簿を適切に作成・備付けしていなかったもの	902
届出・報告に関するもの	1,166
軽微変更届を適正に提出していなかったもの	1,037
実習実施届を適正に提出していなかったもの	12
技能実習実施状況報告を適正に提出していなかったもの	117
技能実習生の保護に関するもの	41
在留カード・旅券を預かっていたもの	25
貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしていたもの	8
私生活の自由を不当に制限していたもの	8
合計	8,804

(注)1. 14,970の実習実施者に対する実地検査による。具体的な違反の内容は、主要なもののみ。

2. 資料出所：外国人技能実習機構資料より金属労協政策企画局で作成。

2019年4月、新たな在留資格「特定技能」が導入されました。中小・小規模事業者をはじめとする人手不足の深刻化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことになっており、現在、14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、

自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業) で就労が認められています。対象産業(特定産業分野)として認められるためには、行われてきた生産性向上や国内人材確保のための取り組み、受け入れの必要性などを明示していく必要がありますが、実際にはほとんど根拠が示されていない産業も含まれています。2021年12月末時点で、受け入れは49,666人(前年同月比34,003人増)とコロナ禍にあっても増加傾向が続いており、拙速に導入された制度によって外国人材に関する歪みがさらに拡大しないよう、労働組合として監視していくことが重要です。

資料33 特定技能のポイント

項目	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外

資料出所：JITCO

資料34 特定技能1号在留外国人数(2021年12月末現在)

都道府県		人数		都道府県		人数		都道府県		人数					
北海道	2,013	神奈川県	2,509	大阪府	2,646	福岡県	1,974	青森県	174	新潟県	428	兵庫県	1,976	佐賀県	326
岩手県	282	富山県	480	奈良県	272	長崎県	431	宮城県	495	石川県	527	和歌山県	140	熊本県	1,065
秋田県	56	福井県	305	鳥取県	132	大分県	425	山形県	110	山梨県	443	島根県	179	宮崎県	283
福島県	384	長野県	986	岡山県	971	鹿児島県	620	茨城県	2,757	岐阜県	1,326	広島県	1,944	沖縄県	438
栃木県	1,057	静岡県	1,470	山口県	386	未定・不詳	0	群馬県	1,647	愛知県	4,536	徳島県	227		
埼玉県	2,863	三重県	1,259	香川県	911			千葉県	3,225	滋賀県	570	愛媛県	753		
東京都	2,510	京都府	927	高知県	228			総数							

資料出所：法務省

Ⅲ. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて

①地方連合会事務局と協働した取り組み

- *まずは、この「地方における産業政策課題2022」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- *地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんを交えて、金属労協「地方における産業政策課題」の読み込みを行う。
- *読み込みを通じて、
 - ・すでに自治体で十分に実現している政策
 - ・すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策を取り除く。
- *残った政策について、地方連合会の政策・制度要求（素案）に盛り込む必要があるかどうか、盛り込むことが可能かどうか、検討する。
- *すでに地方連合会の政策に盛り込まれている政策でも、背景説明が使える可能性があるので、チェックする。
- *最初は大変なように思えるが、2回目以降は補強・新規の項目を中心にチェックする。
- *なお本年は、今後、本格的な取り組みを始める都道府県別組織が、まず最初に取り組むべき項目について、「基本的取り組み項目」として推奨しているので、参考にされたい。（なお、「基本的取り組み項目」は取り組みやすさの観点から抽出しており、重要度や実現のしやすさを示すものではない）

②地方連合会政策議論の場における提案

- *上記のような取り組みが困難な場合は、地方連合会の政策議論の場において、金属部門として、もしくは金属の労働組合の参加者が産別の代表として、積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

なお、金属労協「地方における産業政策課題」の中身は、必ずしも、金属以外の組合と意見が一致するとは限らない。地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

2. 実現に向けたその他の行動

①学習会の開催

* 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、「地方における産業政策課題2022」に関する学習会、あるいは最低賃金に関する学習会を開催する。学習会には、地方連合会事務局の金属部門担当者、政策担当者のみなさんにも、参加を呼び掛ける。(添付『『最低賃金』と『地方政策』の学習会実施について』参照)

* なお金属労協本部として、地方ブロックおよび都道府県別組織の新任の代表・事務局長を対象とした講習会の開催についても、別途検討していく。

②地方議員との連携、経営者団体などへの理解促進

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関

* 支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における産業政策課題2022」を地方議会議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議会議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における産業政策課題2022」の政策実現に向けた行動を依頼する。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議会議員 → 自治体

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

地方政策を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずで。

こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するかどうか、その政策は効果をあげているかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、財源の問題、あるいは労働組合とは立場や利害関係が異なる人々への配慮などから、否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができるとは思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②財源がない、と言われる場合。	他の自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れになってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における産業政策課題2022」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤都道府県から、保育所や学童保育、介護施設などは市区町村の責任である、と言われる場合。	実施主体は市区町村であるとしても、たとえば「子ども・子育て支援新制度」では、「国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える」とされており、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の数値の積み上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと確保方策を設定するため、「子ども・子育て会議」を設置し、「都道府県計画」を策定している。介護保険も市区町村単位ではあるが、介護保険の財源としては、都道府県は市区町村と同じ負担（12.5%）を負っており、都道府県の「基金事業計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を活用している。いずれにしても、都道府県がまったく関与しない、などということは考えられない。
⑥やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。